



JA 住宅ローン

10年固定金利限定

金利引下げキャンペーン

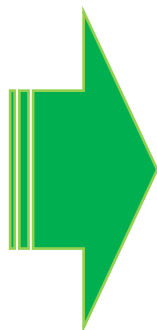
期間：令和8年5月1日（金）～令和8年5月29日（金）

新規実行金利

10年固定金利

年 **1.80** %

基準金利 年 3.30%



キャンペーン金利

JAとのお取引状況に応じて

年 **1.40** %～

年 **1.80** %



※表示金利は令和8年5月1日現在の金利です。
※金利情勢の変化により引下げ項目・金利等を見直し、もしくは新規受付を中止する場合があります。

当初引下げ項目（10年固定金利限定）	引下げ
① 給与振込（全額）または農産物代金振込を当JAにご指定の方	0.20%
② JAカード会員の方	0.10%
③ JAカードローンをご利用の方	0.10%
④ 公共料金（電気・ガス・水道・電話・NHK）の口座振替を2種類以上	0.10%

【最大引下げ幅0.4%！】

新規実行金利

3年固定金利

年 **1.20** %

基準金利 年 2.85%

5年固定金利

年 **1.30** %

基準金利 年 2.90%



当初の固定金利期間終了後、再度固定金利を選択された場合、お取引状況に応じて基準金利から最大年1.2%引下げ
※固定金利期間終了後の再選択時の金利引下げ項目につきましては、店頭にてお問い合わせください。

毎月の返済額等、詳しい内容は店頭にてお問い合わせください

ネット事前
申込受付中！

お問い合わせ先

○宇和島支所 0895-28-6022
○三間町支所 0895-58-3322
○津島支所 0895-32-2611

○立間中央支所 0895-52-0666
○鬼北支所 0895-45-1313
○南宇和支所 0895-72-1121



ふれあいを大切に、あなたと育む

えひめ南農業協同組合

詳しくは裏面の商品概要説明書または、お近くの窓口にお気軽にご相談ください。
「JAとの取引はこれから」というお客様もお気軽にどうぞ（ご利用に関して、組合員加入の手続きが必要になります）

<http://www.ja-eminami.or.jp/money/loan.html>

J A住宅ローン商品概要説明書

(令和8年5月1日現在)

ご利用
いただ
ける方

- お借入時の年齢が満20歳以上66歳未満。
- 最終償還時の年齢が満80歳未満（最終償還時の年齢が80歳以上でも、ご本人と同居または同居予定の満20歳以上のお子様を連帯債務者とするによりご利用いただけます。
- 前年度税込年収（自営業者の方は収入から必要経費を差し引いた「前年度税引前所得」）が150万円以上（※一部商品は300万円以上）
- 勤続年数1年以上または営業年数3年以上
- 団体信用生命共済（保険）に加入できる方。
- 当JAが指定する保証機関の保証が受けられる方

使い道

- ご本人またはご家族が常時住居するための次のものであること。
- ①住宅の新築
- ②土地の購入（※一部商品は、土地のみのお取扱いができない場合があります）
- ③新築住宅の購入・中古住宅の購入
- ④住宅の増改築・改修・補修
- ⑤他金融機関から現在お借入中の住宅資金の借換

借入
金額

- 10万円以上10,000万円以内（1万円単位）。
・ただし、所要金額の範囲内とします。

借入
期間

- 3年以上50年以内（1ヶ月単位）
・借換の場合は、原則既存の残存期間の範囲内とします。

借入
利率

- 固定金利期間選択型・変動金利型いずれかを選択していただきます。
【固定金利期間選択型】
お借入時に固定金利期間（3年・5年・10年）をご選択いただけます。固定金利期間終了後に、再度固定金利を選択することもできますが、その場合の利率は再選択時の当該期間の利率となり、現在の当該期間のご融資利率ではありません。なお、固定金利期間終了に際して、固定金利選択のお申出がない場合は、変動金利に切替わります。固定金利期間中は、別の固定金利期間を選択することや、変動金利型に変更することができませんので、ご注意ください。お選びいただける固定金利期間はお借入残存期間によって制限される場合があります。
【変動金利型】
お借入時の利率は、3月1日および9月1日の基準金利（長期貸出最優遇金利（長期プライムレート）/当JAが定める住宅ローン金利（住宅ローンプライムレート））により、年2回見直しを行います。4月1日および10月1日から適用利率を変更いたします。ただし、基準日（3月1日および9月1日）以降、次回基準日までに基準金利（長期貸出最優遇金利（長期プライムレート）/当JAが定める住宅ローン金利（住宅ローンプライムレート））が年0.5%以上乖離した場合は1ヶ月後の応答日より適用利率を見直しさせていただきます。お借入後の利率は、4月1日および10月1日の基準金利（長期貸出最優遇金利（長期プライムレート）/当JAが定める住宅ローン金利（住宅ローンプライムレート））により、年2回見直しを行い、6月・12月の約定返済日の翌日より適用利率を変更いたします。
- 現在の基準金利と金利引下げは、当JAのローン相談窓口へお問い合わせください。

返済
方法

- 元利均等返済（毎月の返済額（元金+利息）が一定金額となる方法）または元金均等返済（毎月の返済元金が一定額となる方法）とし、毎月返済方式、特定月増額返済方式（毎月返済方式に加え6ヶ月ごとの特定月に増額する）のいずれかをご選択いただけます。
- 変動金利型の場合（長期貸出最優遇金利連動型で元利均等返済に限る）、お借入利率に変動があった場合でも、返済額の中の元金分と利息分の割合を調整し、5年間にご返済額を変更いたしません。ご返済額の変更は5年毎に行い、変更後のご返済額は変更前のご返済額の1.25倍を上限といたしますが、当初のお借入れ期間が満了しても未返済残高がある場合は、原則として期日に一括返済していただきます。

保証料

- 一括前払い・分割後払いのいずれかよりご選択いただけます。（保証料率は審査により決定します）
0.10%～0.30%

担保

- ご融資対象物件（建物のみ融資対象となる場合は土地・建物の双方とします）に第1順位の抵当権を設定登記させていただきます。
- 建物には時価相当額かつお借入期間以上の火災共済（保険）にご加入いただきます。なお、ご加入いただいた火災共済（保険）金請求権に第1順位の質権を設定させていただくことがございます。

保証人

- JAが指定する保証機関の保証をご利用いただきますので、原則として保証人は不要です。

手数料

- JA所定の手数料が必要となります。
- ①融資手数料：33,000円
- ②一部繰上返済手数料：2,200円
- ③全額繰上返済手数料
自己資金による返済：5,500円
他金融機関借換による返済：繰上額×1.0%

団体信用
生命
（保険）

- JA所定の団体信用生命共済（保険）にご加入いただきます。なお、共済（保険）掛金はJAが負担いたしますが、ご希望により特約保証を付加される場合は、特約保証部分の掛金は、お客様にご負担いただきます。

苦情
処理
及び
紛争
解決
措置
内容

- 苦情処理措置
本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という）につきましては、当JA本支所または金融部信用企画課（電話：0895-22-8111）にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、JAバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。
- 紛争解決措置
外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA金融部信用企画課またはJAバンク相談所にお申し出ください。愛媛弁護士会（電話：089-941-6279）

その他

- 愛媛県農業信用基金協会保証の内容です。その他保証機関の住宅ローン商品については、JAバンクえひめホームページまたはお近くのJAローン相談窓口までお問い合わせください。
- お申込みに際しては、当JAおよび当JAが指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。
- 印紙税が別途必要となります。
- 現在のお借入利率やご返済額の試算については、当JAのローン相談窓口までお問い合わせください。
- 借入本申込時または融資実行時のいずれか低い金利を適用します。ただし実行が正式申込から3ヶ月を超えた場合は借入本申込時の金利を適用します。

店舗名
TEL
担当者

支所